

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和7年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定の障害のある者)を監護している父・母、父母に代わってその児童を養育している人を対象として、児童扶養手当を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①児童扶養手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答。</p> <p>②児童扶養手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答。</p> <p>③未支払の児童扶養手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答。</p> <p>④現況届出の受理、審査又は請求に対する応答。</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供又は報告の求め。</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。) 第2条(表81) 第83条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161) 第19条、第22条、第44条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条(児童扶養手当の支給に関する情報)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 有田市役所 経営管理部総務課総務管財係
〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
TEL 0737-83-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 有田市役所 市民福祉部こども課こども家庭支援係
〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地
TEL 0737-83-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マインナンバー利用事務におけるマインナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマインナンバー取得の徹底を厳守している。また、児童扶養手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報のみを入手することがないよう、申請書式において、手続に必要な項目のみ記入するよう記載している。これらの対策を講じていたことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一-56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一-37の項	事後	軽微な訂正
平成28年10月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26,30,87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74,75の項	番号法第19条第7号 别表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項	事後	軽微な訂正
平成28年10月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部福祉課子ども係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	例規改正による号ずれ
令和5年8月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部福祉課	市民福祉部こども課	事後	組織改編
令和5年8月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 市民福祉部福祉課子ども係	有田市役所 市民福祉部こども課こども家庭支援係	事後	組織改編
令和7年12月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一-37の項	番号法第9条第1項及び別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。) 第2条(表81) 第83条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161) 第19条、第22条、第44条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条(児童扶養手当の支給に関する情報)	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	

令和7年12月18日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、児童扶養手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 10.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手するがないよう、申請書式において、手続に必要な項目のみ記入するよう記載している。これらの対策を講じていたことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への対応